

答申第1号
平成29年4月12日

鎌ヶ谷市教育委員会教育長
皆川 征夫 様

鎌ヶ谷市情報公開・個人情報保護審査会
会長 仁平 勝之

鎌ヶ谷市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

平成28年7月28日付け鎌教文ス第230号で諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

- 1 「「東初富テニスコート」の陳情の件（3月定例会）で3面コートを4面にとの陳情で、「できない」とした根拠（図面等）を示すもの」に関する公文書開示請求拒否決定処分に対する審査請求

答 申

1 審査会の結論

審査請求人が公文書の開示を請求した「「東初富テニスコート」の陳情の件（3月定例会）で3面コートを4面にとの陳情で、「できない」とした根拠（図面等）を示すもの」（以下「本件対象文書」という。）について、鎌ヶ谷教育委員会（以下「処分庁」という。）が行った公文書開示請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）は妥当である。

2 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

公文書開示請求拒否決定の取消しを求める。

(2) 審査請求の経過

① 審査請求人は、平成28年5月31日付けで処分庁に対し、鎌ヶ谷市情報公開条例（平成11年鎌ヶ谷市条例第3号。以下「条例」という。）第6条の規定により、本件対象文書の開示を求める公文書開示請求を行った。

② 処分庁は、本件対象文書が存在しないことから、文書不存在を理由として、条例第12条第2項の規定により本件処分を行い、平成28年6月8日付け鎌教文ス第123号公文書開示請求拒否決定通知書により、審査請求人に通知した。

③ 審査請求人は、本件処分についてこれを不服として、審査庁に対し平成28年7月7日付け行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求を行った。

3 審査請求人及び処分庁の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

処分庁が市議会での参考意見として述べた「できない」との見解について、処分庁が把握している図面資料が無ければ、そのような見解を述べることはできない。文書不存在とした結果は、事実にないことを述べたという意味に理解できる。事実に沿って発言されたのであれば、その根拠を示されねばならない。「できない」とした根拠（図面等）を示すものを提示してほしい。

(2) 処分庁の主張

本件処分の理由は、公文書開示請求のあった時点で、処分庁が新たに図面等を作成し、これを検討した事実は無く、本件対象文書を有していないためである。

なお、審査請求人が公文書開示請求書に記載した「「できない」とした根拠」について、平成28年鎌ヶ谷市議会3月定例会（以下「3月定例会」という。）の本件陳情の審議の際に処分庁の職員がテニスコートを3面から4面に増設することは「できない」と答弁した事実は無く、「困難である」と答弁したことを探る。

4 審査会の判断

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、3月定例会の本件陳情の審議の際に、処分庁の職員がテニスコートを3面から4面に増設することは「困難である」と答弁した根拠となる図面等と解される。

(2) 本件対象文書の存否について

審査会は、本件対象文書を処分庁が有しない中で、答弁をした根拠を処分庁に確認した。

処分庁が3月定例会で「困難である」と答弁していることについて、処分庁によれば、現況のテニスコートの敷地に対して、公益財団法人日本体育施設協会の建設指針に示されたテニスコートの基準に基づき計算すると駐車場などに拡張する必要があることが明らかであったため、答弁にあたって新たに図面の作成を行っていないとのことであった。

また、処分庁が検証のために新たに図面を作成したのは、平成28年6月13日であったとのことである。

処分庁の説明は、3月定例会においてテニスコートを4面にした場合の図面を有していない中で答弁したことに関して、不自然・不合理な点があるとは認められない。

(3) 本件処分について

処分庁は、審査請求人による本件対象文書の開示を求める公文書開示請求に対して、文書不存在を理由として本件処分をしたことが認められる。

(4) 本件処分の妥当性について

以上のことから、処分庁が行った本件処分は妥当であることが認められる。よって、本件処分について、上記「1 審査会の結論」のとおり判断する。